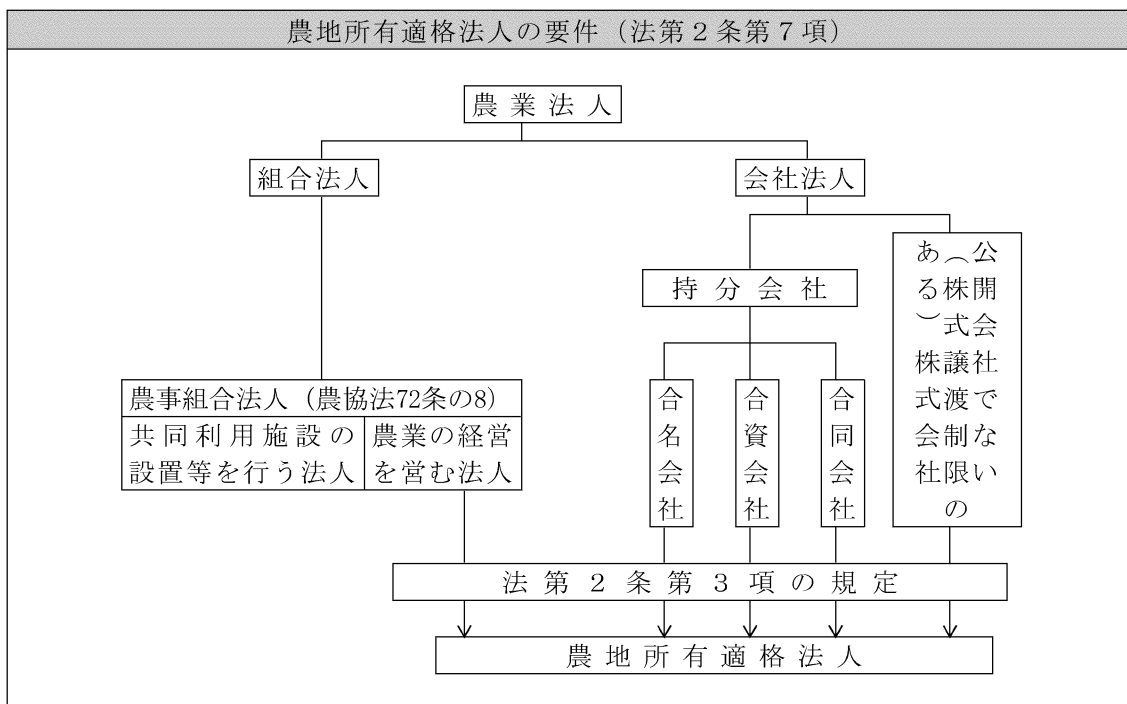


## 第2 農地所有適格法人（法第2条第3項、法第6条～第14条）



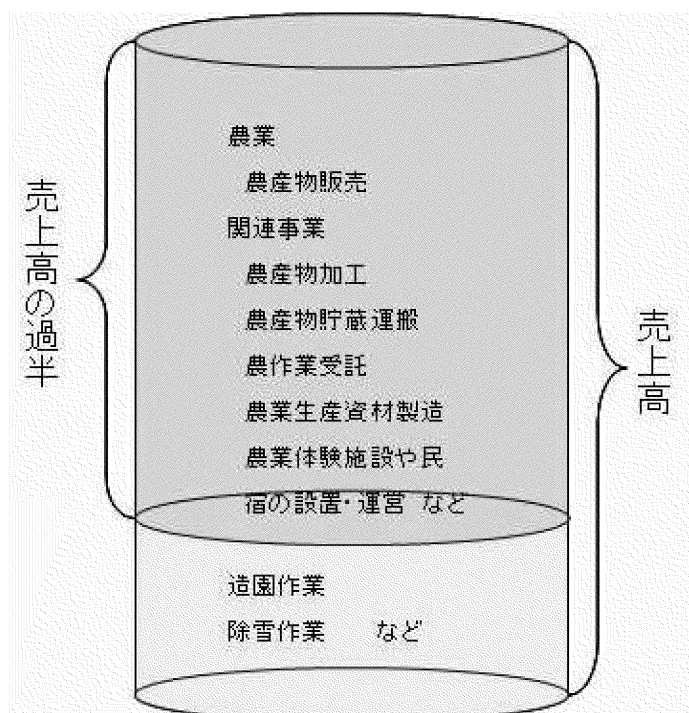
### 1 農地所有適格法人の要件

農地所有適格法人とは、農事組合法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、株式会社（公開会社でないものに限る。）で次に掲げる(1)から(3)の要件の全てを満たしているものをいう。

株式会社にあつては、定款に当該法人のすべての株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨（株式譲渡制限）の定めがある場合に限り認めるものである。

#### (1) 事業要件

- ① その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの、農業と併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せて行う農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を含む。）であること。



- ② 法人が行うことができる農業に関連する事業は次のとおり。(施行規則第2条)
- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
  - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
  - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
  - エ 農業生産に必要な資材の製造
  - オ 農作業の受託
  - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

- ③ 事業の範囲については、次の通知等を参照すること。

処理基準 (第1の(4): 農地所有適格法人の判断基準)
<p>法第2条第3項第1号の「法人の主たる事業が農業」であるか否かの判断は、その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年(異常気象等により、農業(同号に規定する農業をいう。)の売上高が著しく低下した年が含まれている場合は、当該年を除いた直近する3か年)における農業(同号に規定する農業をいう。)に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かによるものとする。</p> <p>※新規の法人設立等の場合は、これから3か年の販売計画で、農業(上記に同じ)に係る売上高が、今後3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かによるものとする。</p>
<p>法人の行う事業が、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである場合には、法第2条第3項第1号の「その行う農業に関連する事業」に該当するものである。具体的には、例えば次のようなことが想定される。</p> <p>「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合、野菜を生産する法人が、料理の提供、弁当の販売若しくは宅配又は給食の実施のため、自己の生産した野菜に加え、他から購入した米、魚等を材料として使用して製造又は加工を行う場合等である。</p>
<p>「農畜産物の貯蔵、運搬又は販売」とは、りんごの生産を行う法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売を行う場合等である。</p>
<p>「農業生産に必要な資材の製造」とは、法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等である。</p>
<p>「農作業の受託」とは、水稲作を行う法人が自己の水稲の刈取りに加え、他の農家等の水稲の刈取りの作業の受託を行う場合等である。</p>
<p>「農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設」とは、観光農園や市民農園(農園利用方式によるものに限る。)等主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等である。また、「必要な役務の提供」とは、これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことである。</p>

なお、都市の住民等による農作業は、法人の農業と一時的な関連を有する必要があることから、その法人の農業に必要な農作業について行われる必要がある。

(2) 構成員要件

その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。なお、その法人が農事組合法人である場合にあつては、農業協同組合法第72条の13第1項に規定する組合員たる資格に係る要件及び同条第3項に規定する組合員数に係る要件を満たす必要がある。

- ① 法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転した個人又はその一般承継人
- ② 法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人
- ③ 法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し法第3条第1項の許可を申請している個人
- ④ 法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人
- ⑤ 法人の行う農業（法第2条第3項第1号に規定する農業をいう。）に常時従事する者（以下「常時従事者」という。）

【常時従事者の判定基準】（施行規則第9条）

ア 法人の行う農業に年間150日以上従事すること。

イ 年間150日に満たない者にあつては、その日数が下記の算式により算出される日数（その日数が60日未満のときは、60日）以上であること。

$$\frac{\text{法人の行う農業に必要な年間総労働日数}}{\text{法人の構成員の数}} \times \frac{2}{3}$$

ウ 年間60日に満たない者にあつては、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせており、かつ、その法人の事業に従事する日数が上記の算式により算出される日数又は下記の算式により算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

法人の行う農業に必要な年間総労働日数	×	$\frac{\text{当該構成員がその法人に所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせている農地又は採草放牧地の面積}}{\text{その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地又は採草放牧地の面積}}$
--------------------	---	--

- ⑥ 法人に農作業の委託を行っている個人

【農作業の範囲】

ア 農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とする。（施行規則第6条）

イ 農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。

（処理基準第1の(4)の⑩）

⑦ 法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構

⑧ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

(3) 業務執行役員要件（※考え方はP6参照）

① その法人の常時従事者たる構成員（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。）が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。）の数の過半を占めていること。

(例) 株式会社、取締役8名、うち常時従事者の株主5名  
・常時従事者の株主5名 > 取締役8名 × 1 / 2 (= 4名)

ア 法第2条第3項第3号の「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいうものとする。（処理基準第1の(4)の⑬）

② その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれ常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

ア 法第2条第3項第4号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者とする。（施行規則第7条）

イ 則第7条の「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業（法第2条第3項第1号に規定する農業をいう。）に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。（処理基準第1の(4)の⑭）

ウ 法第2条第3項第4号の「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取換え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業（法第2条第3項第1号に規定する農業をいう。）に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業には含まれないものとする。（処理基準第1の(4)の⑮）

エ 法第2条第3項第4号の農林水産省令で定める日数は、60日（理事等（同項第3号に規定する理事等をいう。）がその法人の行う農業（同項第1号に規定する農業をいう。）に年間従事する日数の2分の1を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数）とする。（施行規則第8条）

## 業務執行役員要件の考え方

### A～Gの7名で構成される農地所有適格法人を例として考察

- ◎ AとBは法人へ農地を提供した者（法第2条3項2号イ）
- ◎ C～Gの5名は常時従事者（法第2条3項2号ホ）。なお、Gは農場長。  
よって、全て構成員要件を充足。なお、C～Gの常時従事日数は次のとおりとする。  
（法第2条3項2号ホの要件は法人の行う農業）

※常時従事者の判定基準は、規則第9条で規定。

C：150日（規則第9条1号）

D：68日（規則第9条2号）

E：70日（規則第9条2号）

F：120日（規則第9条2号）

G：100日（規則第9条2号）

年間総労働日数を700日と仮定して計算する。よって、67日以上で要件充足。  
P5④参照（施行規則第9条第2号）

- ◎ 理事はA、C、D、Fの4名とする。常時従事者たる構成員が理事等の過半を占める必要がある。理事等の過半は3名でC、D、Fが常時従事者なので要件充足。

（法第2条3項3号）

- ◎ その法人の理事又は省令で定める使用人のうち、1人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に省令で定める日数以上従事する必要がある。

（法第2条3項4号）

#### <農地法施行規則第8条>

省令で定める日数は60日。C・D・F・Gのうち1名が60日以上農作業に従事すれば要件を満たすが、施行規則第8条カッコ書きの日数以上でも良い。

常時従事理事・使用人の農作業年間従事日数を次のとおりとする。

C：20日、D：25日、F：30日、G 55日

この時点で農地法施行規則第8条の60日要件を満たしている者はいないが、規則第8条カッコ書きでは、「理事等又は使用人がその法人の行う農業に年間従事する日数の2分の1を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数とする」と規定されている。

よって、その日数以上農作業に従事していれば良いこととなる。

C：150日の2分の1を超える日数＝76日以上

D：68日の2分の1を超える日数＝35日以上

F：120日の2分の1を超える日数＝61日以上

G：100日の2分の1を超える日数＝51日以上

最も少ない日数で考えるので、この場合、1名の常時従事理事・使用人が35日以上農作業に従事していれば良い。

当該例の場合、Gが35日以上農作業に従事しているので、要件充足となる。